務室（上級室を含む。）、会議室、人文科学系研究室、視聴覚室、研修室、教室、ゼミ室及び教員室の合計面積（これらに付随する共用部分を含む。）が、申請する建築物の１／２を超える施設又は2,500㎡以上ある施設をいう。）

㈡　建物構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

㈢　階数：地上３階建以上

㈣　建物規模：１棟の延べ面積が2,500㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）

ただし、上記㈠から㈣までは同一建築物の工事であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」に該当する工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものは、実績として認めない。ただし、工事成績評定の通知を受けていないものは除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下、「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

当該実績が海外施工実績かつＣＯＲＩＮＳ登録が未了の場合、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した認定書の写し及び添付資料により確認できる場合は同種実績として認める。

⑺　「鉄筋コンクリート躯体の品質・耐久性の向上に関する施工計画」及び「騒音又は振動の抑制に関する施工計画」が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務を有しない。

なお、本工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工期の始期の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示1424号（平成17年12月16日）参照）

３）平成20年４月１日以降に元請けの技術者として完成・引き渡しが完了した、上記⑹の同種工事の経験（民間の経験も可）を有すること。又は、平成20年４月１日以降に元請けとして完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が上記⑹の同種工事の施工実績を有していること。

また、同種工事の経験として記載した工事の契約工期に対して従事期間が短い場合については、明示した同種工事の経験の対象となる施工期間において、すべてに従事していること。

なお、平成20年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）、介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該経験が地方整備局及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」に該当する工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、経験として認めない。ただし、工事成績評定の通知を受けていないものは除く。

また、当該経験の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、経験として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

５）本工事は、建設業法第26条３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

⑼　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　本工事に事業協同組合又は協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

㈠　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ　一次審査１）及び２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

㈡　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ　二次審査１）、２）、３）及び４）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点94.0点）

Ⅰ　一次審査　以下の項目１）及び２）における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10番目の審査評価点が同一の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中国地方整備局総合評価審査委員会において審査の上、２⑹の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）企業の能力等（審査評価点）

①　申請書に記載された平成20年４月１日以降に完成した同種工事の実績について評価する。

②　中国地方整備局が発注した工事及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」（中国地方整備局管内の施工に限る。）に該当す